

令和8年(2026年)1月13日
 子ども・子育て会議資料
 子ども教育部子ども・教育政策課

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)改訂(案)について

令和7年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(以下「計画」という。)を策定したところであるが、今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)について、国より改正案が示された。

このことを踏まえ、以下のとおり計画改訂(案)を作成したので報告する。

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

- 基本的記載事項(必須記載事項)として、乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- 基本的記載事項(必須記載事項)として、乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)に係る教育・保育を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)改訂(案) ※改訂部のみ抜粋

(1)計画(第3期)改訂(案)

別添のとおり(資料中下線部が変更点)

(2)主な改訂内容

項目	頁	主な改訂内容
第3節 需要見込みと確保方策	4	「子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業」図の表記を修正
2 子ども・子育て支援制度の概要	5	これに伴い、注釈※4における表記修正 「4 乳児等のための支援給付(こども誰でも

		通園制度)」中の表記を修正
第3節 需要見込みと確保方策 3 需要見込みと確保方策	1 1	「事業概要」及び「需要見込みと確保方策」中の表記を修正 下表の「需要見込みと確保方策」の数値修正

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年3月 計画改訂

4月 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設